

長野県森林整備地域活動支援交付金交付要領

	平成25年 6月14日付け	25森政第110号	林務部長通知
	平成26年 5月19日付け	26森政第 65号	林務部長通知
	平成27年 4月24日付け	27森政第 58号	林務部長通知
	平成28年 4月19日付け	28森政第 38号	林務部長通知
	平成29年 7月 6日付け	29森政第157号	林務部長通知
	平成30年 9月 6日付け	30森政第264号	林務部長通知
	令和元年 6月 4日付け	元森政第110号	林務部長通知
	令和 2年 5月14日付け	2 森政第 87号	林務部長通知
	令和 2年10月15日付け	2 森政第299号	林務部長通知
	令和 3年 4月15日付け	3 森政第 40号	林務部長通知
	令和 4年 5月27日付け	4 森政第118号	林務部長通知
	令和 5年 5月18日付け	5 森政第105号	林務部長通知
最終改正	令和 6年 5月10日付け	6 森政第 61号	林務部長通知

(趣 旨)

第1 森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成14年4月23日付け14林政第43号林務部長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づく森林整備地域活動支援交付金事業の実施については、県交付要綱、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第350号林野庁長官通知。以下「国事業評価実施要領」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の配分基準の考え方（平成30年3月30日付け29林政経第351号林野庁林政部長通知。以下「国配分基準の考え方」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業要望)

- 第2 事業を実施しようとする市町村長（以下「補助事業者」という。）は、要望書（様式1号）を作成し、林務部長（以下「部長」という。）が別に定める日までに地域振興局長（以下「局長」という。）に提出する。
- 2 局長は、前項の要望書の内容を審査した上でとりまとめ、別に定める日までに部長に報告する。
 - 3 部長は、前項の報告があったときは、次の各号に掲げる区分に従い、必要に応じて当該各号に定める手続きを行うものとする。
 - (1) 長野県森林整備地域活動支援基金（以下「基金」という。）を財源として事業を実施するとき
部長は、第2項の報告があったときは、内容について、予算の範囲内で実施可能か審査する。
 - (2) 国から交付金を受けて事業を実施するとき
 - ア 部長は、前項の規定による要望書等の提出があり、適当と認められるときは局長に同意するものとする。
 - イ 局長は、前号の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、要望書等の内容

の承認を行うものとする。

(早期着手)

第3 補助事業者は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、その実施時期に制約を受けること。
- (2) 事業の性格上、特に長期間を有すること。
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できること。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があること。

2 補助事業者は、事業実施にあたり早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式2号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による協議があったときは、速やかに部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは同意するものとし、その旨局長に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。
- (4) 事業費及び補助金等は補助金交付決定のときに変更することがあること。

5 局長は、前項の規定による通知があったときは、その旨、補助事業者に通知するものとする。

6 基金を財源として事業を実施するときは、早期着手協議書の提出は不要とし、補助事業者が森林所有者等と地域活動に係る協定を締結した日以降に発生した経費について交付の対象に含めることができる。

(事業の実施決定及び内示)

第4 部長は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続きを行うものとする。

(1) 基金を財源として事業を実施するとき

ア 部長は、第2に規定する実施計画書に係る協議の内容を審査し適当と認めたとき、毎年度予算の範囲内で事業実施内容を決定し、局長に通知する。

イ 局長は、前号の規定による通知があったときは、補助事業者に内示をするものとする。

(2) 国から交付金の交付を受けて事業を実施するとき

ア 部長は、当該事業に係る国の交付決定を受けたときは、局長に当該事業に関する補助金額の内示をするものとする。

イ 局長は、前号の規定による内示があったときは、補助事業者に内示をするものとする。

(交付金等の交付)

第5 第4の内示を受けた補助事業者は、県交付要綱第4に規定する交付申請書（様式3号）に収支予算書（様式4号）を付して局長に提出する。

- 2 補助事業者が第1項の交付申請書を提出するに当たり、交付対象者に交付する交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 3 局長は、前項の交付申請書の内容を審査の上、交付金の交付が適当と認められる場合は、様式5号により交付金の交付決定をする。
- 4 前項の交付決定において付する条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）、県交付要綱及び国の定める通知に従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、交付対象者ごとの当該交付金に係る消費税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを交付金額から減額し、仕入れに係る消費税額等相当額を集計して報告しなければならないこと。

また、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金による仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式6号）によりその金額（実績報告において前段により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

また、補助事業者は、間接補助事業者から交付金に係る仕入れに係る消費税額等相当額の返還があった場合には、速やかに局長に報告するとともに、局長による返還命令を受けてその返還額の全部または一部を返還するものとする。
 - (3) 補助事業者は、補助事業等実施において、海外付加価値税の還付を受ける場合は、次の各号により報告または返還しなければならない。
 - ア 補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、実績報告書において、補助事業等から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業等完了後に、海外付加価値税の還付について受けた場合には、第5第4項第2号に準じて報告するとともに、局長等の返還命令を受けてその一部又は全部を交換しなければならない。
 - (4) 補助事業者は、交付対象者から提供された成果について、森林簿等への反映が必要と認める場合は、その成果を局長に提供するものとする。
 - (5) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - (6) 補助事業者は、交付対象者から交付金の全部又は一部について納付があった場合は、当該納付額のうち局長から交付された交付金に相当する額を局長に返還しなければならない。
 - (7) 補助事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間、又は交付金の交付を受けたときに森林経営計画の作成や間伐等の実施が条件として付されている場合は、その実施が確認されるまでのいずれか長い期間について備え、整理保管しておくこと。
 - (8) 補助事業者は、交付対象者が交付の条件を遵守するよう次の各号について指導するものとする。
 - ア 交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐等の実施を条件として付す場合は、定められた期限までに実施するよう指導を行うこと。

イ 交付金の交付を受けたことにより、作成又は変更が行われた森林経営計画について、計画内容の遵守違反等により認定取消とならないよう実行管理に係る指導を行うこと。

- (9) 局長は、補助事業者が局長の付した条件に違反した場合、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (10) 補助事業者は、協定に基づき実施した対象行為の結果が、交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに局長に協議し、その指示に従って交付金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(遂行状況報告)

- 第6 補助事業者は、県交付要綱第7の規定により、遂行状況報告書(様式7号)を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、補助事業者から前項の規定による遂行状況報告書の提出があったときは、速やかに部長に提出するものとする。

(計画変更等)

第7 県交付要綱第5の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 基金を財源として事業を実施するとき

ア 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業の内容のうち、県交付要綱第2第1項の別表第1に掲げる重要な変更の欄に記載された項目に該当する変更(以下「重要な変更」という。)を行う必要が生じたときは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更承認申請書(様式8号)を局長へ提出しなければならない。ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。

イ 局長は、第7第1項第1号のアの規定により、変更承認申請書(様式8号)の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは様式9号により承認するとともに部長に報告する。部長は、交付金の額を変更する場合は、第4に準じ局長に通知する。

ウ 局長は、第7第1項第1号のイの規定による通知があったときは、補助事業者に対して交付金額の変更内示を行うものとする。

エ 補助事業者は、重要な変更以外の変更(以下「軽微な変更」という。)が生じたときは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更報告書(様式8-2号)を局長へ提出しなければならない。

オ 局長は、第7第1項第1号のエの規定により変更報告書の提出があったときは、その内容を部長へ報告するものとする。

カ 局長は、県交付要綱第3第1項第2号の規定により、補助事業者から事業の中止、廃止(様式10号)又は実施期間延長承認申請書(様式11号)の提出があった場合は、その内容を審査し相当と認めるときは、様式12号により承認するとともに部長に報告する。

キ 第7第1項第1号のアの規定に関わる変更により交付金の額に変更が生じた補助事業者は、変更交付申請書(様式13号)を局長に提出する。

ク 局長は、第7第1項第1号のキの規定による変更交付申請書の提出があったときは、様式14号により交付金の変更交付決定をするものとする。

(2) 国から交付金の交付を受けて事業を実施するとき

ア 補助事業者は、事業に要する経費の配分又は事業の内容に変更を行う必要が生じたと

きは、県交付要綱第3第1項第1号の規定により、変更承認申請書（様式8号）を局長に提出するものとする。ただし、事業に係る契約により生じた入札差金に伴う変更は除く。

イ 局長は、第7第1項第2号のアの規定による変更承認申請書の提出があったときで、重要な変更にあつては部長に協議するものとする。

ウ 部長は、第7第1項第2号のイの協議があつたときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

エ 局長は、第7第1項第2号のウの規定による同意があつたとき、軽微な変更に関して、その内容を審査した上で、適当とみとめられるときは、補助事業者に対し、当該事業計画の変更承認を様式9号により行うものとし、必要に応じて交付金額の変更内示を行うものとする。

オ 局長は第7第1項第2号のエの規定により、軽微な変更の承認をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

カ 第7第2号のエの規定による変更内示に伴う交付金の交付申請は、第5の交付金の交付申請に準じて行うものとする。

（中止等）

第8 補助事業者は、国から交付金の交付を受けて事業を実施する場合で、県交付要綱第3の第1項第2号の規定により事業の中止若しくは廃止をしようとするとき、又は、予定期間内に完了しないとき（以下「中止等」という。）は、森林整備地域活動支援交付金事業中止（廃止）承認申請書（様式10号）又は実施期間延長承認申請書（様式11号）を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による中止（廃止）承認申請書又は実施期間延長承認申請書の提出があつたときは、中止等をしようとする補助事業者等の調査を行うものとする。

3 局長は、前項の規定による調査の結果、第5の第3項の規定により交付決定した交付金額の変更が生ずる場合には、あらかじめ、調査結果を付して部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があつたときは、内容を審査し、国と調整を行った上で、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があつたとき、又は第2項の規定による調査の結果、第5の第3項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合には、補助事業者に対し中止等を承認するものとする。

6 局長は、その職員を指定して、第2項の規定による調査を行うことができる。

（対象行為の実施状況報告）

第9 交付対象者は、対象行為が完了したときは、速やかに対象行為の実施状況報告書（様式15号）を作成し、補助事業者に提出するものとする。

（実績報告書及び調査）

第10 補助事業者は、事業が完了したときは、収支決算書（様式4号）を付し、県交付要綱第8の規定により実績報告書（様式16号）を局長に提出する。

2 局長は、前項の書類の提出があつたときは、その職員を調査員に任命し、調査を行うことができる。

- 3 調査員は次に掲げる書類及び必要に応じて現地の調査を行う。
 - (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿
 - (3) 契約関係書類
 - (4) 交付金交付等手続書類
 - (5) 写真類
 - (6) その他必要と認められるもの
- 4 調査員は、前項の調査をしたときは、調査調書（様式17号）を作成し局長に報告する。
- 5 局長は、第3項の調査結果が適当と認められたときは、様式18号により交付金の額の確定をする。
- 6 局長は、交付金の支払事務が完了したときは、実績報告（様式19号）について、事業完了したときから1箇月を経過した日、又は事業実施翌年度の4月末日のいずれか早い日までに補助事業者から提出のあった実績報告書の写しを付して部長に提出する。

（交付金交付請求）

- 第11 補助事業者が交付金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、交付金交付（概算払）請求書（様式20号）を局長に提出するものとする。
 - 2 県交付要綱第9に規定する概算払の請求額は、交付決定額の50%以内の額とする。

（施業等の実施状況確認について）

- 第12 補助事業者及び局長は、交付対象者が交付後に行うこととして条件に付された施業等の実施状況について確認を行うとともに、次の各項に定める手続きを行うこととする。
 - 2 交付対象者は、国実施要領の別表2のIの2の1の規定に基づき、交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐の実施が条件として付されている場合、条件に定められた期限を満了するまで、該当する年度毎に、施業等の実施状況報告書（様式21号）を作成し、補助事業者に提出することとする。
 - 3 交付対象者は、前項の規定による施業等の実施状況報告書とともに、森林経営計画の作成又は変更後においては、森林経営計画が認定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに補助事業者へ提出することとする。なお、森林経営計画作成又は変更及び間伐の実施結果が、第9に定める対象行為の実施状況報告書の内容と異なる場合は、その理由、経緯等について説明書面を添えるものとする。
 - 4 補助事業者は、交付対象者が第2項の規定に基づき提出する施業等の実施状況報告書を取りまとめ、交付の条件の遵守について確認した上で、該当する対象行為の実施状況報告書が提出された翌年度の末日までに、施業等の実施状況報告書の写しを局長に提出するものとする。
 - 5 補助事業者は、森林経営計画の認定後においては、年度毎に、交付対象者が第2項の規定に基づき提出する施業等の実施状況報告書を取りまとめ、交付の条件の遵守について確認した上で、該当する森林経営計画の計画期間の最終日が属する年度までの間、各年度の末日を期限として、施業等の実施状況報告書の写しを局長に提出する。
 - 6 局長は、第4項及び5項の規定に基づき補助事業者が提出した施業等の実施状況報告書について取りまとめ、補助事業者から施業等の実施状況報告書が提出された翌年度の4月末日までに、施業等の実施状況報告書の写しを部長に提出する。

（交付金返還）

第13 補助事業者は、次の各項に該当する場合、交付した交付金の一部若しくは全額について返還等の措置を講じるものとする。

- (1) 「森林経営計画作成促進」において交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとし、原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合又は作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合は当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。
- (2) 「森林境界の明確化」において交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。
- (3) 「森林所有者の探索」において交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。
- (4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」において「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の協定に基づく地域活動が実施されなかった場合又は交付対象者が協定を全部又は一部廃止した場合は、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合には、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。また、協定に基づく地域活動の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合又は積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）においては、当該減少した積算基礎森林について、交付した交付金を返還させるものとする。

- 2 補助事業者は、交付金を返還しようとするときは、交付金返還報告書（様式22号）を局長に提出する。

（返還期限延長等の申請）

第14 規則第16条第3項の規定による返還期限延長の申請は、交付金返還期限延長申請書（様式23号）を、同項の規定による返還請求取消の申請は、交付金返還請求取消申請書（様式24号）を局長に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定は、県交付要綱及び国の定める通知による返還において準用する。局長は、この場合において、やむを得ない事情があると認めるとき、返還期限を延長し又は返還請求の全部若しくは一部を取り消すことがある。
- 3 局長は、前項の規定により、返還期限の延長又は返還の請求の全部若しくは一部を取り消した場合、返還期限の延長又は返還請求の全部若しくは一部の取り消しを申請した者に文書を交付して通知する。

（加算金及び延滞金免除の申請）

第15 規則第17条第7項の規定による加算金の免除の申請は、交付金返還請求に係る加算金免除申請書（様式25号）を、同項の規定による延滞金の免除の申請は、交付金返還請求に係る延滞金免除申請書（様式26号）を局長に提出して行うものとする。

(交付の条件の遵守について)

第16 局長及び補助事業者は、交付対象者が交付の条件を遵守するよう次の事項等について指導するものとする。

- 2 交付金の交付に際して森林経営計画の作成や間伐の実施が条件として付されている場合は、定められた期限までに実施するよう指導を行う。
- 3 交付金の交付を受けたことにより、作成又は変更が行われた森林経営計画について、計画内容の遵守違反等により認定取消とならないよう実行管理に係る指導を行う。

(返還の免責)

第17 補助事業者は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画の作成、計画期間内の施業等が行われなかった場合(第9に定める対象行為の実施状況報告書と第12の第2項に定める施業等の実施結果報告書の実施結果が異なる場合も含む。)は、その理由、経緯等についてのほか、その他の免除理由について説明書面を添えるものとする。

2 補助事業者は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこととする。また、検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。

3 補助事業者は、交付金の返還の要否の判断について、書面により交付対象者に通知するものとする。

4 次の各号に掲げる場合、補助事業者は交付した交付金の返還を免除することができる。

(1) 対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であって、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合

(2) 公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令(昭和26年政令第276号)第3条に定める基準に適合しなくなったため森林経営計画の認定の取消しを受けた場合

(3) 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合(交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。)

(4) 交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

(5) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合

(6) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合

(7) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により、森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

5 29年改正通知に基づく、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」及び「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に対する支援の交付対象となった者の返還の免責については、第4項の規定に準ずる。

(成果の提供等の取扱い)

第18 補助事業者は、第9に規定される対象行為の実施状況報告書(測量を実施した場合はその成果を含む。以下「報告書等」という。)の提出を受け、森林簿等へ成果を反映することが必要と認めるときは、地域活動に係る成果提供報告書(様式27号)を局長に提出するものとする。

(協定)

第19 補助事業者と交付対象者が締結する協定の期間は、原則として協定を締結した年度の3月末日までとする。

(推進事務の内容)

第20 補助事業者が行う推進事務とは次の各号の内容をいう。

(1) 推進等

ア 地域説明会の開催

交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、対象森林の森林所有者等を対象に説明会を実施する。

イ 協定の作成指導

協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。

ウ その他交付金の交付の実施に必要な事務

推進事務の実施に必要な現地指導、現地調査等について行う。

(2) 確認事務

交付金の交付に当たり、森林経営計画作成促進、森林境界の明確化、森林所有者の探索、森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備の対象行為の実施結果について確認する。また、対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費について確認する。

なお、それぞれの対象行為に係る確認については、別表1に掲げる方法により行うが、その詳細については、次のとおりとする。

ア 書類審査

書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。

イ 現地確認

補助事業者は、現地確認を以下の手順により行うものとする。

(ア) 交付対象者への通知書の送付

(a) 現地確認検査の実施に当たっては、補助事業者は、現地確認の日時、方法等について、交付対象者にあらかじめ現地確認事前通知書(様式28号)により通知する。

(b) 交付対象者は、現地確認日前に、標示票(様式29号)に必要な事項を記入の上、現地に掲示する。

(イ) 現地確認の方法

(a) 現地確認は、協定ごとに、(ア)の(b)において規定される標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。

(b) 現地確認に当たっては、対象行為の確認が補助事業者のみでは困難であると判断される場合、交付対象者の立会を求めることができる。

(c) 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、(ア)の(b)において規定される標示票に、現地確認の結果を記入する。なお、記入する事項とは、現地確認日、交付の適否等とする。

(d) 現地確認者は、確認した対象行為の実施状況の結果について、対象行為の確認野帳(様式30号)を作成する。

(3) 交付事務

補助事業者は、交付対象者(交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者)への交付額等を記載した交付金支払調書(様式31号)を作成する。

2 推進事務を実施しようとする補助事業者は、推進事務実施計画(様式32号)を作成し、

- 第5に定める交付申請書とともに、局長に提出しなければならない。
- 3 推進事務を実施した補助事業者は、推進事務実績書（様式33号）を作成し、第10に定める実績報告書とともに、局長に提出しなければならない。
 - 4 その他推進事務の実施につき必要な事項は、この要領に定める対象行為の実施に係る規定に準じて行うものとするが、その他事務の実施上必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

（その他）

- 第21 市町村が交付対象者として事業を実施する場合の事務取扱について、この要領に定めるもののほか、県要領別紙により詳細を定める。
- 2 その他交付金交付につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する

(別表1)

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対 象 行 為	確 認 方 法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林所有者の探索	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地確認) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認